

## 新型コロナウイルスワクチン接種

### オミクロン株対応ワクチン接種を実施しています

- ◆12歳以上で、2回目の接種が完了しているすべてのかたが対象です
- ◆ワクチンの種類は、オミクロン株と従来株に対応したワクチンです
- ◆接種券は前回の接種から3か月以上経過したかたに、次の新しい接種券をお送りしています
  - ▶5回目接種券…4回目の接種を完了したかた
  - ▶3・4回目接種券…2・3回目の接種を完了したかたで、まだ接種券が届いていないかた
- ◆未使用の接種券をお持ちのかたは、そのままオミクロン株対応ワクチン接種に使用できます
- \*紛失などで再発行を希望する場合は、コールセンターか専用ウェブサイトから申請できます。
- ◆新型コロナウイルスはインフルエンザワクチンとの同時接種が可能です
- ◆新型コロナウイルスに感染したことがあるかたもワクチン接種が可能です
- ◆ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。周りのかたなどに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします
- ◆一部のコンビニエンスストアで、予防接種証明書の発行が可能です。発行にはマイナンバーカードと発行料(120円)が必要です。詳しくは、専用ウェブサイトをご確認ください

### 生後6か月～4歳のお子さんの

#### 1～3回目のワクチン接種を実施しています

- ◆西武秋田店3階で集団接種を実施しています。実施日はコールセンターまたは専用ウェブサイトでご確認ください
- ◆乳幼児(生後6か月～4歳)の接種は1回目の接種から3週間、2回目の接種から8週間の間隔を空けて計3回行います
- ◆対象となるかたには順次接種券をお送りしています

### 5～11歳のお子さんの

#### 3回目のワクチン接種を実施しています

- ◆5～11歳で、2回目の接種が完了しているかたが対象です。前回の接種から5か月以上経過したかたに順次接種券をお送りしています

15歳以下の接種には原則保護者の同伴が必要です。また、予診票には必ず保護者の署名をお願いします。  
\*詳しくは専用ウェブサイトをご覧ください。

#### ワクチン接種専用ウェブサイト

<https://acity-va.com>



ワクチン専用ウェブ

#### 秋田市新型コロナウイルス ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970 (平日9:00～18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。

健康管理課FAX(883)1158

## 新型コロナウイルスの影響による 国民健康保険税の減免申請

新型コロナウイルスの影響により、令和4年中の世帯主の収入が、令和3年中と比べて3割以上減少しているかた(令和3年中の所得が0円のかたを除く)は、申請により国民健康保険税を減免できる制度があります。

申請期限は3月31日(金)です。添付書類が必要ですので、申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、国保年金課賦課担当にお問い合わせください。

◆広報ID番号 1025092

問い合わせ▶国保年金課☎(888)5632

## 新型コロナウイルスで就労できな かったかたへの傷病手当金

秋田市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者(会社などに勤務)のうち、新型コロナウイルスにより就労できなかったかたへ、傷病手当金を支給します(適用期間＝令和2年1月1日から令和5年3月31日まで)。労務に服することができなかった日ごとにその翌日から起算し、2年を経過すると時効になります。

申請には事業主などからの証明が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

#### 問い合わせ

▶国保年金課☎(888)5630…広報ID番号1025594

▶後期高齢者医療課☎(888)5638…広報ID番号1003962



## 発熱などで相談先に迷ったら、新型コロナウイルス感染症総合案内窓口へ

24時間受付

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は下記へご相談ください。LINEでも相談できます。右記のコードからアクセスしてください



新型コロナLINE

☎(895)9176/8:00~17:00 ☎(866)7050/17:00~翌8:00

## 新型コロナウイルス陽性と判明した かたで、重症化リスクが低い場合は 秋田県新型コロナウイルス感染症 検査キット配付・陽性者登録センター へご登録を！

新型コロナウイルス感染症患者急増による、医療機関の診療体制ひっ迫を緩和するため、自己検査などの結果、新型コロナウイルスが陽性と確認されたかたで、重症化リスクが低い場合(右記の要件をすべて満たすかた)は、「秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」へ登録をお願いします。



陽性者登録センター

同センターでは、登録していただくことで、重症化リスクが低いかたなどを対象に、療養支援の情報などを提供します。また検査キットの配付も行っています(発熱などの症状があり、右記の条件をすべて満たすかた)。

### 陽性と判明したかたのうち、次の①~⑦すべての要件を満たすかたが登録の対象です

- ①県内在住のかた
  - ②小学生から64歳まで(申込日現在)のかた
  - ③基礎疾患や肥満(BMI30以上)のないかた
  - ④妊娠している可能性がないかた
  - ⑤症状が安定しており、医療機関の受診は不要と自己判断できるかた
  - ⑥市販薬を活用し自宅療養可能なかた
  - ⑦メール受信が可能なかた
- \*感染状況によっては、②の小学生が「中学生以上」に変更になる場合があります。  
\*①~⑦に該当しないかたは、事前に医療機関へ連絡の上、受診をお願いします。

### 受診を迷う場合や、登録などについて詳しくは…

- ▶上記の「新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」
  - ▶「新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」
- ☎0120-777-798へお問い合わせください。

## 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

問▶子ども総務課☎(888)5689・☎(888)5690

支給額は①②ともに児童1人につき5万円です。下記の対象となるかたは申請をしてください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

\*令和4年4月分の児童手当、児童扶養手当受給者についてはすでに支給済みです。

対象

### ①ひとり親世帯分(広報ID番号 1034734)

- ▶公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ▶令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準になっているかた

### ②その他世帯分(広報ID番号 1034834)

- ▶令和4年3月31日時点で18歳未満のお子さん(障がい児については20歳未満)を養育していて、令和4年度分の住民税均等割が非課税であるか、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税のかたと同じ事情にあると認められるかた
- \*令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた新生児も対象です。